資料２

# 環境保全型農業直接支払交付金

もうかるブランド推進課

環境保全型農業直接支払交付金について

もうかるブランド推進課

## 1 環境保全型農業直接支払交付金とは

農業分野において地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献するため，環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して，直接的な支援を行うものであり，平成23年度に制度が開始された。

平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」基づく制度として改正され，地域でまとまりをもった面的取り組みに繋がるよう，支援対象が「農業者個人の取組」から「農業者の組織する団体の取組」に見直された。

また，平成30年度からは，取組要件が「エコファーマー等」から「国際水準GAPを実施している」ことに変更された。

以上から現在では，適正な生産工程管理がなされ，さらに環境にやさしい農業が拡大するよう取組推進を行っている。

## 2 支援概要

国際水準GAPを実施し，化学肥料・化学合成農薬の使用を県慣行レベルから５割以上低減する取組みと合わせて行う，下表の取組が支援対象。

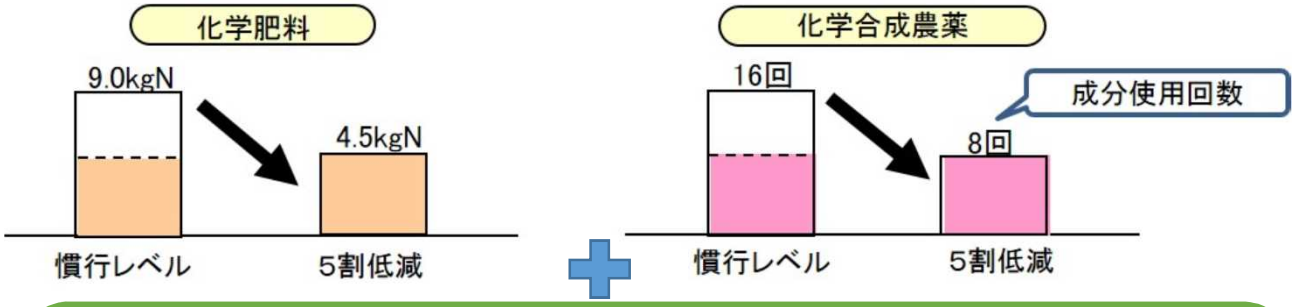

| 支援対象 | 交付単価（10aあたり最大/円） |
|---|---|
| カバークロップの作付け | 8,000 |
| うち，ひえを使用する場合 | 7,000 |
| 堆肥の施用 | 4,400 |
| 有機農業 | 8,000 |
| うち，そば等雑穀・飼料作物 | 3,000 |
| 冬期湛水（地域特認） | 8,000 |
| 草生栽培（地域特認） | 8,000 |

## 1 交付状況

| 項　　目 | 平 成<br>27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和<br>元年度<br>（見込み） | 点検 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 実施市町村数 | 13 | 13 | 14 | 12 | 12 | 環境保全型農業の取組面積は，平成27年度から29年度までの３年間では1.6倍に拡大した。しかし，平成30年度は<br>・交付要件の変更（GAP取組の要件化）があったこと<br>・２取組目の交付が廃止されたこと<br>・国予算の不足により，満額交付ができない可能性があること<br>等が影響し，令和元年度にはピーク時の平成29年度と比較し，54ha減少した。<br>交付金交付額の伸びは平成27年度から29年度までの３年間で1.22倍であったものの，平成28年度及び平成29年度は国予算の不足により，満額交付できない状況だった。平成30年度についても，計画時点では，満額交付できない状況であったが，要件不足等による実績の減少で，最終的には，満額交付が行われた。 |
| 実施件数 | 43 | 42 | 43 | 35 | 31 | |
| 交付額計（千円） | 9,395 | 11,075 | 11,463 | 9,269 | 9,250 | |
| 実施面積計（ha） | 119 | 152 | 177 | 119 | 123 | |

令和元年度　交付額上位市町村

| 順位 | 市町村名 | 交付額（千円・予定） | 主たる取組 | 平成30年度順位 | 点検 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 小松島市 | 3,162 | 有機農業 | 小松島市 | 令和元年度の交付額は，有機農業を主たる取組としている小松島市と阿南市で多く，小松島市は阿南市より1,153千円も多かった。阿南市に次いでは鳴門市の交付額が多く，この順位は平成30年度も同様であった。 |
| 2 | 阿南市 | 2,009 | 有機農業 | 阿南市 | |
| 3 | 鳴門市 | 1,583 | 冬期湛水 | 鳴門市 | |

令和元年度　実施面積上位市町村

| 順位 | 市町村名 | 面積（ha・予定） | 主たる取組 | 平成30年度順位 | 点検 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 小松島市 | 40 | 有機農業 | 小松島市 | 実施面積においても，上位市町村は交付額上位市町村と同様の結果であった。小松島市と阿南市では水稲作の有機農業が多く実施されており，小松島市は上位2位の阿南市より15ha広く，県内全体の約3割を占めている。鳴門市はレンコン作の冬期湛水が主たる取組であるが，面積順位は前年度から阿南市と入れ替わっている。 |
| 2 | 阿南市 | 25 | 有機農業 | 鳴門市 | |
| 3 | 鳴門市 | 20 | 冬期湛水 | 阿南市 | |

## ２ 各取組の状況

| 取組内容 | 項目 | 平 成<br>27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和<br>元年度<br>（見込み） | 点検 | 令和元年度上位取組市町村 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| カバークロップ | 実施件数 | 6 | 6 | 8 | 6 | 7 | 水稲作におけるカバークロップの取組については，平成27年度から29年度の３年間で1.5倍に拡大し，平成30年度には微減したものの，令和元年度は最大となった。 | 1 石井町 |
| | 実施面積（ha） | 8 | 9 | 12 | 8 | 13 | | 2 徳島市 |
| | 交付額（千円） | 606 | 743 | 867 | 658 | 978 | | 3 吉野川市 |
| 堆肥の施用 | 実施件数 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 堆肥の施用については，平成29年度に水稲作において２件の取組となり面積的に大きく拡大したが，令和元年度は１件減となり，面積は平成29年度の10分の１となった。 | 1 石井町 |
| | 実施面積（ha） | 4 | 8 | 27 | 0 | 3 | | 2 ー |
| | 交付額（千円） | 154 | 345 | 1,160 | 0 | 115 | | 3 ー |
| 有機農業 | 実施件数 | 36 | 32 | 34 | 29 | 25 | 有機農業の取組については，水稲のほか，野菜類や果樹で行われており，平成29年度までは順調に拡大していたものの，平成30年度から減少し，令和元年は平成27年度程度の面積となった。 | 1 小松島市 |
| | 実施面積（ha） | 88 | 99 | 109 | 97 | 90 | | 2 阿南市 |
| | 交付額（千円） | 7,001 | 7,608 | 7,850 | 7,745 | 6,891 | | 3 美馬市 |
| 地域特認取組<br>（草生栽培，<br>冬期湛水の総計） | 実施件数 | 12 | 11 | 10 | 4 | 2 | 地域特認である冬期湛水の取組は，水稲作のほかレンコン作においても行われているが，取組面積は平成28年度をピークに漸減している。<br>草生栽培は，平成27年度以降，取組実績はない。 | 1 鳴門市 |
| | 実施面積（ha） | 20 | 36 | 28 | 14 | 17 | | 2 徳島市 |
| | 交付額（千円） | 1,634 | 2,379 | 1,586 | 866 | 1,266 | | 3 ー |

## 3 取組に関する課題や今後の取組方向等

（1） 環境保全型農業に関する基本的な考え方

環境保全型農業直接支払交付金については，地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献するため，環境保全の効果の高い営農に取り組む農業者を直接的に支援するものである。
徳島県では，昨年，「『未知への挑戦』とくしま行動計画」を策定し，エシカル農産物（エコ農産物，GAP農産物，有機農産物）の生産面積を令和4年度には，今年度の1.4倍となる2,122haまで拡大することを目標としている。その中でも特に「有機及び特別栽培の栽培面積」は200haまでに拡大することとしている。さらに，昨年12月に改定された「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」では，有機物資源の循環利用による土づくりやIPM技術（総合的病害虫・雑草管理技術）について，さらなる取組を図ることとしている。
また，現場段階では，土壌分析を活用した適切な施肥の指導などを行い，環境負荷の低減技術の普及を行っている。
今後とも，農業者への技術普及，啓発活動に加え，消費者に対し「とくしまエシカル農産物」の理解増進を進めることで，適切な価格で取引がなされるよう取組を加速化する。

（2） 課題と今後の取組方向（推進・拡大のために必要な取組等）

環境保全型農業直接支払交付金は，令和2年度から第2期対策となり大幅な制度改定が予定されている。このため，農業者には，十分な制度の周知や技術的なフォローアップ等を行い，円滑なこうふじむが行われるよう取り組むこととする。
また，本年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されるため，首都圏に向けた有機農産物等のPRを展開し，持続可能な農産物への消費者の関心・理解の増進を図る。
県内においても，環境保全型農業で生産された農産物が消費者に十分評価されるよう，「エシカル消費」としての理解を深めるため，イベントの参加や開催など県独自の支援を講じる。